令和８年第４回臨時会

１　日　　時　令和８年９月 17 日（木）10 時 30 分から 10 時 55 分まで

２　場　　所　委員会室

３　出　席　者　東京都選挙管理委員会　委　員　長　澤　野　正　明
委　員　小　林　正　則
委　員　橘　　正　剛
事　務　局　長
担　当　部　長
選　挙　課　長
広報啓発担当課長
書　記　４　名

４　議　　事

＜議　　案＞

１　東京都議会議員補欠選挙（千代田区選挙区）の選挙期日等の決定について

２　東京都議会議員補欠選挙（千代田区選挙区）の執行計画の策定について

＜報告事項＞

１　令和８年９月１３日執行神津島村長選挙結果について

２　令和８年２月８日執行衆議院（小選挙区選出）議員選挙に係る選挙無効請求事件に対する東京高裁判決について

5　会議の概要

発言者	発　言　の　要　旨
委員長	ただいまから令和８年第４回臨時委員会を開会いたします。 本日は傍聴人の方がいらっしゃいます。傍聴人の方々に申し上げます。傍聴される方々は、東京都選挙管理委員会傍聴人規程に従い、傍聴されるようお願いいたします。 本日は、２件の議案と２件の報告事項を予定しております。 なお、本日の議案第２号及び報告事項第２は、公開前情報又は個人情報を含んでいることから、非公開審議として取り扱いたいと存じますが、御異議はございませんか。
委　員	（異議なし）
委員長	それでは、そのように取り扱うことといたします。 それでは、議案第１号「東京都議会補欠選挙（千代田区選挙区）の選挙期日等の決定」について、事務局より説明を求めます。
選挙課長	（議案第１号について説明）
委員長	説明は終わりました。それでは議案第１号について審議いたします。御意見のある方は挙手をお願いします。
委　員	今回は、辞職によって行われる急な選挙になります。通常の任期満了による選挙とは違うわけであります。そこで、期日がいくつか示されましたが、期日を決定する際には、どのような視点で行われるのかお尋ねします。
選挙課長	都議会議員補欠選挙の執行に当たっては、都議会議長から発出された欠員通知を受領した日から 50 日以内の期限内で、選挙の執行に必要な準備期間を確保する必要があるところでございます。
委　員	選挙期日の設定に当たりましては、準備に一定の期間が必要であるということは理解できます。 さらに、今回の補欠選挙が、予定された選挙ではなく、欠員通知を受けて急遽実施する選挙でありますので、対象の選挙区となる千代田区選管には、相当な負担がかかるかと思います。 このたびの都議補選について、千代田区選管の意向や、連携体制についてはどのようになっているのか説明していただけますか。
選挙課長	千代田区選管とは日頃から選挙の適切な執行に向けて緊密に連携しているところでございます。 委員御指摘のとおり、選挙長及び投開票事務にあたる千代田区選管は、選挙の執行に向けた体制の確保など必要な準備を確実に行うため、一定の期間を確保して欲しい旨の意向を示しているところでございます。

委　　員　　都議会議員の補欠選挙を執行するにあたりましては、都選管と選挙長事務を担います区選管が緊密に連携して対応していくことはよく分かりました。
ただし、これまでの話は、選管側の体制の話だと思いますけれども、候補者や有権者に対しては、どのような点に注意を払う必要があると考えていますか。

選挙課長　　選挙は、公平・公正に執行される必要がございますため、可能な限り候補者の立候補準備に配慮した投票日の選定が適切であると考えてございます。
また、補欠選挙では、予定された選挙と比べまして、実施時期を有権者が認識しにくいという面がございますため、選挙期日や期日前投票の期間・場所など必要な情報について十分な周知期間を設けることが重要であると考えてございます。

委員長　　他によろしいですか。
事務局からは、都議補選に関して、選挙の執行に必要な準備期間を確保する必要があること、また、可能な限り候補者の立候補者の準備に配慮した投票日の選定が必要であるという説明がありました。
これらの状況を踏まえて、公職選挙法に定める 50 日以内の期間の中で、最終の日曜日である 11 月１日を選挙期日とすることが適切であると考えられるということでございます。
それでは、お諮りいたします。今般の都議会議員補欠選挙については、議案のとおり、11 月１日を選挙期日に決定することに御異議はございませんか。

委　　員　　（異議なし）

委員長　　異議なしと認めます。よって議案第１号は原案のとおり決定いたしました。
それでは、報告事項第１「令和８年９月 13 日執行神津島村長選挙結果」について、事務局より説明を求めます。

選挙課長　　（報告事項第１について説明）

委員長　　説明は終わりました。ただいまの説明について御質問・御意見はございませんか。御質問・御意見がないようですので、報告事項第１について了承することといたします。
これより非公開審議に入ります。